

「融資制度のお知らせ」

日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

【融資対象】	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の１または２のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展が見込まれる方。 １、最近１カ月等の売上高（※１）または過去６カ月（最近１カ月を含みます。）の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している方。 ２、業歴が３カ月以上１年１カ月未満の場合等は、最近１カ月間等の売上高または過去６カ月（最近１カ月を含みます。）の平均売上高（業歴６カ月未満の場合は、開業から最近１カ月までの平均売上高）が次のいずれか（※２）と比較して５％以上減少している方。 ①過去３カ月（最近１カ月を含みます。）の平均売上高 ②令和元年１２月の売上高 ③令和元年１０月から１２月の平均売上高 ※１ 「最近１カ月間等の売上高」には、最近１カ月間の売上高に加え、「最近１４日間以上１カ月未満の任意の期間」における売上高を含みます。 ※２ 最近１４日間以上１カ月間未満の任意の期間における売上高と比較する場合は、上記①～③の売上高を日割り計算し、該当期間に対応する日数を乗じて算出した売上高。
【資金使途】	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金
【担保】	無担保
【融資限度額】	別枠８，０００万円（※６，０００万円を限度に利率０．９％引下げ）
【ご返済期間】 ＜据置期間＞	設備資金：２０年以内（うち５年以内）※据置期間は返済期間に含まれます。
	運転資金：１５年以内（うち５年以内）※据置期間は返済期間に含まれます。
【利率】	０．４６％（※３，０００万円以下の場合）
	※特別利子補給制度により３年間は実質無利子、但し、３年経過後は基準金利の１．３６％に戻ります。（返済期間によって利率が異なる場合があります。）
【その他】	①特別利子補給制度を利用の場合は詳細要件がありますのでご確認ください。 ②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、既存の借入に係るご返済が重荷となっている事業者の負担を軽減するため、これまで低減利率（基準（災害）▲０．９）の対象外であった既存融資のお借換え部分にも、当初３年間の低減利率が適用できるようになりました。但し、お借換えのみの申し込みはできません。既存融資の借換えは新たな資金と併せてご相談下さい。

平戸市中小企業振興資金（取扱金融機関：十八親和銀行 平戸支店・平戸中央支店）

【融資対象】	①長崎県信用保証協会の保証対象業種であること。 ②市税を完納していること。 ③本資金融資の申込日以前に１年以上同一の事業を営んでいること。 ④銀行取引停止処分を現に受けていないこと。 ⑤個人で事業を営む者にあっては、市内に住所を有すること。
【資金使途】	設備資金／運転資金
【融資限度額】	２，０００万円
【ご返済期間】	１０年以内（うち据置期間は１年以内）
【利率】	１．７％
【保証料】	０．４５％～１．３４％ ※令和３年度新規融資分については、市が保証料全額補給
【保証人】	特別な事情がある場合を除き法人代表者以外は不要
【お問合せ先】	当所または銀行窓口にご相談下さい

令和３年１１月発行

HIRADO

会議所だより



平戸くんち城下つんの一で祭

１０月２３日（土）・２４日（日）の２日間、令和元年まで開催されておりました「平戸くんち城下秋まつり」に代わる新規イベントとして、平戸中心市街地一帯で「平戸くんち城下つんの一で祭」が開催されました。２日間秋晴れにも恵まれ、６千名を超す方々にご来場いただき、商店街は大いに賑わいました。今回はコロナ禍の開催の為、商店街に９つの入場口を設け、検温・消毒を行うなど長崎県や保健所の指示のもと、コロナ対策を万全に行い、開催致しました。また、まつり開催にあたり、交通規制などご不便をおかけしました会員企業の皆様及び地域の皆様方にはご協力頂き、厚くお礼申し上げます。



令和３年度平戸市事業継続支援給付金

- 【主な申請要件（減収要件）】※給付金を申請できる方は、次の①～⑤全ての要件を満たす中小事業者です。
- ①令和３年８月６日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が「平戸市内」にあること。
- ②下記のいずれかに該当し、令和３年８月・９月のいずれかの月間事業収入（申請者が営む事業の全事業収入）が対令和２年（または令和元年）の同月比で**２０％以上５０％未満減少**していること。
- （ア）県の営業時間短縮要請などに協力した県内飲食店・遊興施設と直接・間接の取引があること。
- 【添付書類（**全て必要**）】収入金額を記載した帳簿、契約書、納品書の写し、通帳の写し、営業時間短縮要請協力時の張り紙写真
- （イ）県下による不要不急の外出・移動自粛要請により直接の影響を受けたこと。
- 【添付書類】店舗の写真、許認可証、商品・サービス一覧表等、対面・顧客向けの営業を営んでいることが分かる書類
- （注）申請する際は、（ア）または（イ）の影響を受けたことを証明する書類の添付が必要になります。
- ③令和３年８・９月分の国の月次支援金、県の大規模集客施設時短要請協力金および各市町の飲食店等営業時間短縮要請協力金を受給していないこと。
- ④令和３年３月３１日以前から市内で事業を営んでいること。
- ⑤令和３年５月末日までに納期限が到来している市税について滞納がないこと（または、市から納付の猶予を受けている）。

【支給額】

法人・個人ともに、減収要件を満たす月の売上減少額（最大２か月分）を支給します。

最大２０万円（上限１０万円×２か月）

【申請期間】

令和３年１０月７日（木）～１２月２４日（金）

【お問合せ先・申請書類提出先】

平戸市 商工物産課 商工新産業班（電話：０９５０－２２－９１４１ ＦＡＸ：０９５０－２３－３３９９）

※当所でも申請手続きのサポートを行っておりますので、ご不明な点がございましたらご連絡ください。

青年部活動 第3回県内商工会議所青年部交流サッカー大会福江大会へ参加

11月6日（土）、五島市にて開催された『第3回県内商工会議所青年部交流サッカー大会福江大会』へ大畑会長ほか12名で参加しました。県内YEG5チームが参加し、熱い熱戦が繰り広げられ、長崎YEGが優勝しました。今大会の参加にあたり、福江YEGより事前の抗原検査キットの義務付けや懇親会も自単会のみで行うなどコロナ感染症対策を万全に運営されており、安心した大会運営ができていると感じ、今後のYEG事業活動へ活かすことができる内容でした。



女性会活動 平戸くんち城下つんの一で祭に出店

10月23日（土）・24日（日）、平戸くんち城下つんの一で祭に子供向けのゲームを出店しました。コロナ禍でのイベント開催でしたが、沢山の方にご来場いただき大盛況に終わりました。

【11月例会を開催】

11月17日（水）、長崎商工会議所女性会創立60周年記念行事をYouTube配信にて視聴しました。当女性会より里崎会長他会員9名、事務局1名が参加しました。記念講演では、『Nagasaki Great Revolution ～長崎は今まさに大変革の時～』と題し、長崎自動車㈱常勤顧問の平家達史氏にご講演いただきました。

【今後の活動予定】

○講習会（インターネットバンキングについて等）日時：12月2日（木）19：00より 場所：当所
○例会（松崎京コンサート）日時：12月5日（日）19：00より 場所：平戸オランダ商館



新入会員紹介 新たにご加入いただきました事業所をご紹介します。（受付順）

事業所名	代表者名	所在地	業種	部会
IMFホールディングス㈱平戸支店	市山幹雄	岩の上町 1463-2	食品加工業	食料品
香洋丸	塩谷利洋	根獅子町 1691-2	漁業	食料品
博龍水産	俵屋裕子	大久保町 1462-28	魚介加工販売業	食料品
佐川急便㈱平戸営業所	大川哲史	松浦市志佐町庄野字八郎 153-18	宅配運送業	観光サービス
（一社）ジョグトリップ	網本裕之	大久保町 1962	イベント企画運営	観光サービス
県北代行	土田浩二	鏡川町 131-5	運転代行業	観光サービス
吉田さんち	吉田治隆	大石脇町 867-イ	農業	食料品

第57回平戸珠算選手権大会

10月3日（日）に第57回平戸珠算選手権大会が開催され、87名が参加し、団体競技、個人競技、種目別競技が行われました。

【小学校の部】※団体競技の結果

優勝 高橋珠算教室（鳥山順平・坂本大河・北村佳奈美）
2位 前川珠算教室（森千咲・森彩栞）

【中学校の部】

優勝 前川珠算教室（横山やよい・吉本涼真・中山泰雅）
2位 高橋珠算教室（坂本ひかり・日高英恵・青木虹薫）

【一般・高校の部】

優勝 高橋珠算教室（針尾茉莉亜・神田梨桜・白石翔子）



小規模事業者持続化補助金

【申請内容・一般型】

本事業は、会員事業者が商工会議所の助言を受け、販路開拓、売上拡大、業務効率化（生産性向上）のための取組みに関する経営計画書を作成し、その費用の2／3を補助します。補助上限額は50万円です。以下の申請内容をご確認下さい。

①補助額・補助率

・1件あたりの補助上限額 **50万円** ・補助率 **2／3**（残りの1／3は自己負担となります。）

②募集期間

・第7回受付締切 **令和4年2月4日（金）** 当日消印有効（当所相談受付締切日：1月24日）

③補助対象となる取組内容事例（販路開拓・業務効率化）

- ・新たな販促用PR（チラシの作成・送付、マスコミ媒体、ウェブサイトでの広告）
- ・自社ウェブサイトの作成・更新、ネット販売システムの構築
- ・店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良等）
- ・新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務を効率化する
- ・新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する

【申請内容・低感染リスク型ビジネス枠】

本事業は、会員事業者が商工会議所の助言を受け、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等のための取組みに関する経営計画書を作成し、その費用の3／4を補助します。補助上限額は100万円です。以下の申請内容をご確認下さい。

①補助額・補助率

・1件あたりの補助上限額 **100万円** ・補助率 **3／4**（残りの1／4は自己負担となります。）

②募集期間（電子申請システム（Jグランツ）でのみ受付となるため、GビズIDの取得が必須となります。）

・第5回受付締切 **令和4年1月12日（水）** 当日消印有効（当所相談受付締切日：令和3年12月24日）
・第6回受付締切 **令和4年3月9日（水）** 当日消印有効（当所相談受付締切日：令和4年2月28日）

③補助対象となる取組内容事例（対人接触機会の減少と事業継続を両立させる取組み）

- ・飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするシステムを導入する
- ・新たにインターネットショップを開設して商品・サービスを販売
- ・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理をテイクアウト可能にするための商品を開発
- ・顧客との面談回数を減らすために受注内容や進捗状況を顧客と共有できるシステムを開発、導入する

【お問合せ先】

本事業の申請に際しては、平戸商工会議所の確認申請書類が必要となりますので、当所までご連絡下さいませようお願いします。電話：0950-22-3131（本件担当：鴨川・千葉・大坪）

最低賃金が改定のお知らせ

令和3年10月3日に最低賃金が改定されました！（28円UP）

令和3年

10月2日から

【時間額】

長崎県 最低賃金

821円

28円

UP

【お問合せ先】長崎労働局賃金室 電話：095-801-0033